

朝日町建設工事発注基準

1 発注基準

朝日町請負工事等指名審査会規程第3条第1号に規定する格付基準（朝日町が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、朝日町会計規則〔昭和55年朝日町規則第4号〕第75条第2項の規定による入札資格者名簿に登載された町内業者を、三重県が発行する経営事項審査の結果を参考に定めたもの）により、土木工事の発注基準は次のとおりとする。

〔土木工事〕

区 分	設 計 金 額	基 準	備 考
A	2千万円以上	総合評点700以上	
B	2千万円未満	上記評点未満	

2 特例

次の(1)又は(2)に該当する場合には、上記の表に係わず、それぞれに定めるところにより発注できるものとする。

(1) 工事の適正な施工を確保するため、指名業者の地域性等を勘案する必要がある場合であって、次の各号の一に該当するときとする。

ア 当該工事に相応する等級に属する業者が当該地域において選定できないため、上位又は下位の業者を選定する必要があると認められるとき

イ 地元業者を選定することにより、その工事の適正な施工が期待できる等、特に必要と認められるとき

(2) 特に緊急を要する工事又は特別の技術を要する工事等の施工にあたり、次の各号の一に該当するときは、上記の表に係わず、上位の業者を選定することができる。

ア 災害復旧工事を施工するとき

イ 橋梁工事等で特別の技術を必要とするとき

ウ 当該工事等の内容が、特許権又はこれに類する特別の権利を要するものであるとき

エ 大規模工事に密接な関連のある小規模工事について、現に当該大規模工事を履行中の上位業者を選定する必要があると認められるとき

オ その他小規模修繕工事等上記に準ずる特別の理由があるとき

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行し、従前の朝日町建設工事発注基準は廃止する。

この基準は、平成23年2月7日から施行する。

この基準は、令和2年5月19日から施行する。